

議案第 57 号

丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師委嘱について（意見聴取）

丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師委嘱について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会の意見聴取があったので、別紙 2 のとおり回答いたしたい。

令和 8 年 3 月 27 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦



別紙 1

7教幼第 2636号  
令和 8年 3月10日

丸亀市教育委員会  
教育長 末澤 康彦 様

丸亀市長 松 永 恭 二



丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師委嘱について（意見聴取）

このことについて、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第3号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取します。

#### 記

1. 内 容      丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市薬剤師会の推薦を受け、新たに2年間の委嘱期間で市立認定こども園医、薬剤師として令和8年4月1日付けで委嘱を行う。
2. 変更理由      就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条に基づき委嘱している現在の認定こども園医、薬剤師の任期が令和8年3月31日で満了するため。

認定こども園医・薬剤師 名簿（案）

こども園名	診療科等	氏名	
あやうたこども園	内科	楠原 俊一	再
	耳鼻科	三崎 敬三	再
	眼科	三崎 昌史	再
	歯科	丸尾 修之	再
	薬剤師	江戸 恵理子	
飯野こども園	内科	森 暁男	再
	耳鼻科	小橋 祐子	再
	眼科	小路 竜一	再
	歯科	近藤 正孝	再
	薬剤師	河崎 了子	再
垂水こども園	内科	細田 禎三	再
	耳鼻科	大山 晴三	再
	眼科	平野 雅幸	再
	歯科	吉永 美加	再
	薬剤師	長谷川由紀子	再
飯山こども園	内科	平場 一美	再
	耳鼻科	三崎 敬三	再
	眼科	三崎 昌史	再
	歯科	喜田 正晶	再
	薬剤師	江戸 恵理子	再
郡家こども園	内科	中山 雅裕	再
	耳鼻科	森下 常盤	再
	眼科	平野 雅幸	再
	歯科	渡辺 元気	再
	薬剤師	高畑 栄子	再
城北こども園	内科	岡田 隆滋	
	耳鼻科	藤田 寛	再
	眼科	小路 竜一	再
	歯科	片山 仁	再
	薬剤師	河崎 了子	
城乾こども園	内科	山崎 章子	
	耳鼻科	藤田 寛	再
	眼科	小路 竜一	再
	歯科	田所 弘	再
	薬剤師	三木 愛	
城東こども園	内科	森本 雄次	
	耳鼻科	藤本 明子	
	眼科	白川 博朗	
	歯科	藤本 清	
	薬剤師	塩田 トシ	

委嘱期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

委嘱理由 丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市薬剤師会の推薦に基づき、適任であると認めたため

認定こども園医、薬剤師 名簿 (旧)

こども園名	診療科等	氏名
あやうたこども園	内科	楠原 俊一
	耳鼻科	三崎 敬三
	眼科	三崎 昌史
	歯科	丸尾 修之
	薬剤師	河崎 了子
飯野こども園	内科	森 暁男
	耳鼻科	小橋 祐子
	眼科	小路 竜一
	歯科	近藤 正孝
	薬剤師	河崎 了子
垂水こども園	内科	細田 禎三
	耳鼻科	大山 晴三
	眼科	小路 竜一 (R6)
		平野 雅幸 (R7)
	歯科	吉永 美加
薬剤師	長谷川由紀子	
飯山こども園	内科	平場 一美
	耳鼻科	三崎 敬三
	眼科	三崎 昌史
	歯科	喜田 正晶
	薬剤師	江戸 恵理子
郡家こども園	内科	中山 雅裕
	耳鼻科	森下 常盤
	眼科	小路 竜一 (R6)
		平野 雅幸 (R7)
	歯科	渡辺 元気
薬剤師	高畑 栄子	
城北こども園	内科	岡田 隆滋
	耳鼻科	藤田 寛
	眼科	小路 竜一
	歯科	増田 修一 (R6)
		片山 仁 (R7)
薬剤師	河崎 了子	
城乾こども園	内科	山崎 章子
	耳鼻科	藤田 寛
	眼科	小路 竜一
	歯科	田所 弘
	薬剤師	三木 愛

委嘱期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

教総第 号  
令和 年 月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師委嘱について（回答）

令和8年3月10日付けで意見聴取のあった標記議案については、異議ありません。